

佐賀県規則第21号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特例対象者）</p> <p>第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結し、その後2年（2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。この場合において、<u>当該者が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第1項に規定する特定事業者に該当するときは、同条第3項に規定する企業立地計画の承認を受けていなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、他の条例による課税免除を受ける場合で当該申請書にこれらの書類を添付しているときは不要です。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第5条後段の規定に該当する場合は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第3項に規定する</u></p>	<p>（特例対象者）</p> <p>第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結し、その後2年（2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。この場合において、<u>当該者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者であるときは、同条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けていなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、他の条例による課税免除を受ける場合で当該申請書にこれらの書類を添付しているときは不要です。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第5条後段の規定に該当する場合は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>企業立地計画の承認書の写し</u></p> <p style="text-align: center;">(10) 略</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">略</div>	<p style="text-align: center;"><u>済牽引事業計画の承認書の写し</u></p> <p style="text-align: center;">(10) 略</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">略</div>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第5条の規定の適用については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第3項の規定によりされている企業立地計画の承認は、改正法による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の規定によりされた地域経済牽引事業計画の承認とみなす。